

# 第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画

## 【概要版】

### ◆計画策定の背景

令和4年6月に「こども基本法」が成立し、こどもまんなか社会の実現を目指したこども政策が「こども家庭庁」の所管で進められています。

美浦村においても、「子ども・子育て支援新制度」の施行に対応し、幼児期の教育・保育及び子育て支援の充実に取り組んでいます。この度第2期計画の計画期間が終了することから、令和7年度を初年度とする「第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

### ◆計画の位置付けと計画期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」を内包するものです。

本村の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と、子ども・子育て支援の基本的な方向性を示し、子育て支援施策の総合的かつ計画的推進を図るために策定しました。

**計画期間 令和7年度～令和11年度（5年間）**

### ◆美浦村を取り巻く課題の整理

本村の子ども・子育てを取り巻く現況やニーズ調査結果からみえる課題は以下の通りです。

様々な社会潮流の変化や、保護者の就労率の上昇等により、子どもや子育て家庭の取り巻く状況とその支援のニーズは多様化しています。村の子どもをまんなかに捉え、その幸せを実現することが重要であり、そのためにも全ての子育て家庭を支えていくことが求められています。

### ◆計画の基本理念

本村の子どもを全ての「まんなか」において、地域の豊かな未来のために全ての子どもと子育て家庭を支援していくよう、以下の基本理念を掲げます。

**地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現**

## ◆施策の体系

基本理念	地域が支える“子ども・家庭”まんなか社会の実現
基本的な考え方	子どもの幸せを最優先・全ての子育て家庭の支援・地域全体で子どもを見守る

### 子ども・子育て支援事業計画

※施設と事業のニーズ量と確保量を定めます。

#### 量の見込みと確保方策

教育・保育提供体制の充実	幼稚園・保育所 1号認定3~5歳、2号認定3~5歳、3号認定0、1、2歳
地域子ども・子育て支援事業の充実	地域子ども・子育て支援事業

p. 3

### 次世代育成支援行動計画

※本村の総合的な子育て支援の施策を定めます。

#### 基本目標

#### 施策の展開

基本目標 1	安心して子どもを育める 環境づくり (妊娠・出産・乳幼児期の支援)	(1) 妊娠・出産に関する包括的な支援の充実 (2) 乳幼児等の健康支援の充実 (3) 教育・保育サービスの充実 (4) 地域の子育て支援の充実
基本目標 2	子どもが心身ともに 学び育つ環境づくり (学童期等の支援)	(5) 放課後児童の健全育成 (6) 安心・安全な居場所づくりや学習支援 の充実 (7) 交通安全・犯罪・災害等への対策
基本目標 3	子育て家庭を しっかり支える環境づくり (子育て家庭全般)	(8) 多様な保育ニーズへの対応 (9) 就学前教育・家庭教育の推進 (10) 子育て家庭への経済的負担の軽減 (11) ワーク・ライフ・バランスの実現
基本目標 4	全ての子育て期を通した 総合的な子育て環境づくり (貧困・虐待・特別支援)	(12) 子どもの貧困対策の推進 (13) 児童虐待の防止・ヤングケアラーへの 支援 (14) 特別な配慮が必要な子どもへの支援

p. 4

※教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無と年齢に応じて、下記のいずれかの区分に認定され、「子どものための教育・保育給付に関する支給認定証」が交付されます。この認定区分によって、利用できる施設が異なります。

教育・保育給付認定区分	認定条件	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望	幼稚園・認定こども園（教育）
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性あり	保育所・認定こども園（保育）
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性あり	保育所・地域型保育事業所・認定こども園（保育）

## ◆子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと確保方策）

本計画で算出した「量の見込み」と定めた「確保方策」は下記の通りです。なお、確保量の不足が予想される事業については、段階的に必要量の確保ができるよう計画的な整備に努めます。

項目		単位	令和5年度 実績値	区分	令和7年度	令和11年度
教育・保育	1号認定 3～5歳	人	85	量の見込み	80	61
				確保方策	200	200
	2号認定 3～5歳	人	104	量の見込み	116	88
				確保方策	105	105
	3号認定 0歳、1歳、2歳	人	12 28 32	量の見込み	21 23 29	18 24 29
				確保方策	20 37 38	20 37 38
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	か所	2	量の見込み	2	2
				確保方策	2	2
	②妊婦等包括相談支援事業【第3期から】	人・回	-	量の見込み	180	156
				確保方策	180	156
	③延長保育事業（時間外保育事業）	人日	39	量の見込み	36	31
				確保方策	36	31
	④放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人	222	量の見込み	221	211
				確保方策	170	180
	⑤子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日	0	量の見込み	0	0
				確保方策	365	365
	⑥乳児家庭全戸訪問事業	人	66	量の見込み	60	52
				確保方策	全ての対象者に実施	
	⑦養育支援訪問事業	人日	10	量の見込み	19	19
				確保方策	19	19
	⑧子育て世帯訪問支援事業【第3期から】	人日	-	量の見込み	104	104
				確保方策	0	104
	⑨地域子育て支援拠点事業	人回/年	6,420	量の見込み	6,684	6,444
				確保方策	12,000	12,000
	⑩一時預かり事業（幼稚園）	人回/年	2,633	量の見込み	4,656	3,542
				確保方策	3,900	3,900
	一時預かり事業（保育所）	人回/年	99	量の見込み	105	90
				確保方策	432	432
	⑪病児保育事業（現在未実施）	人日	0	量の見込み	179	152
				確保方策	0	0
	⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	人日	1,104	量の見込み	949	1,051
				確保方策	1,000	900
	⑬妊婦健康診査	人回	686	量の見込み	840	728
				確保方策	全ての対象者に実施	
	⑭産後ケア事業【第3期から】	人 (延べ)	1	量の見込み	28	24
				確保方策	28	24
	⑮乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)【第3期から】	人日/月 (延べ)	-	量の見込み	7	6
				確保方策	0	6
	⑯実費徴収に係る補足給付を行う事業 (未実施)	人	-	量の見込み	-	-
				確保方策	-	-
	⑰多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (未実施)	件	-	量の見込み	-	-
				確保方策	-	-

## ◆次世代育成支援行動計画

### 基本目標1 安心して子どもを育める環境づくり（妊娠・出産・乳幼児期の支援）

妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援の提供と、母子の健康支援や教育・保育サービスの充実を図り、地域全体で子育てを支え、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

#### 施策の展開

- (1) 妊娠・出産に関する包括的な支援の充実
- (2) 乳幼児等の健康支援の充実
- (3) 教育・保育サービスの充実
- (4) 地域の子育て支援の充実

#### ■主な事業・取組

母子健康手帳の交付、妊婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、乳幼児訪問、予防接種事業、教育・保育給付事業、地域子育て支援拠点事業 など

### 基本目標2 子どもが心身ともに学び育つ環境づくり（学童期等の支援）

子どもたちが安心・安全に過ごし、様々な体験、学習や交流ができる場の提供と、地域と一体となつた防犯・防災対策等を推進し、子どもが心身ともに学び育つ環境づくりを進めます。

#### 施策の展開

- (5) 放課後児童の健全育成
- (6) 安心・安全な居場所づくりや学習支援の充実
- (7) 交通安全・犯罪・災害等への対策

#### ■主な事業・取組

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子どもの遊び場（放課後子ども教室）、美浦村地域未来塾、青少年の相談体制の充実（青少年相談員活動）、スクールガードリーダー活用事業 など

### 基本目標3 子育て家庭をしっかり支える環境づくり（子育て家庭全般）

多様な保育ニーズや就学前教育の充実を図り、地域全体で子育てを支援するとともに、経済的負担の軽減やワーク・ライフ・バランスの推進等により、子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

#### 施策の展開

- (8) 多様な保育ニーズへの対応
- (9) 就学前教育・家庭教育の推進
- (10) 子育て家庭への経済的負担の軽減
- (11) ワーク・ライフ・バランスの実現

#### ■主な事業・取組

一時預かり事業（保育所・幼稚園）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、訪問型家庭教育支援事業、いきいき子育て支援金、産後の休業及び育児休業後の事業利用推進 など

### 基本目標4 全ての子育て期を通した総合的な子育て環境づくり（貧困・虐待・特別支援）

関係機関と連携して子どもの貧困対策や虐待防止等を推進するとともに、子どもの特性に応じた必要な支援を提供できる体制を確立し、総合的な子育て環境づくりを進めます。

#### 施策の展開

- (12) 子どもの貧困対策の推進
- (13) 児童虐待の防止・ヤングケアラーへの支援
- (14) 特別な配慮が必要な子どもへの支援

#### ■主な事業・取組

子育て世帯応援事業「みほちゃん食堂」、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）、養育支援訪問事業、ヤングケアラーへの支援、発達相談事業、障がい児支援の充実 など

## ◆計画の推進

- ・子育て、健康、福祉、教育などの各分野と連携を図り、庁内の各所管が一体となって取組を進めます。関係機関・団体等との連携・協働により、村全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。
- ・子どもの意見を尊重しながら取組を進めていくことに留意します。
- ・進行管理はPDCAサイクルで運用し、点検・評価、課題の整理、取組の見直し・更新を図り、必要な対策等を講じていきます。

### 第3期美浦村子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：令和7年3月 発行者：美浦村保健福祉部健康増進課 連絡先：029-885-1889（直通）  
所在地：〒300-0424 茨城県稻敷郡美浦村受領1546番地1（美浦村保健センター）